

(仮称)品川区立児童相談所
設 置 基 本 方 針

平成31年3月

品 川 区

はじめに

品川区では、これまで、子育て家庭に対して、品川区子ども・子育て支援事業計画に基づく事業やさまざまな支援を行うことで、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を進めてきました。

また、児童虐待など子どもや家庭に関する相談は年々増加してきており、庁内関係部署や東京都品川児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、必要な対応を行ってきたところです。

このような状況の中で、平成28年に行われた児童福祉法の改正により、児童相談所の体制強化に向け、特別区も児童相談所を設置することが可能となりました。

これにより、品川区は、児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、区内のすべての子どもの健やかな育ちを守る体制を強化するため、東京都から事務の移管を受けて児童相談所を開設することを決定いたしました。

(仮称)品川区立児童相談所の開設に向けて、品川区では、品川区児童相談所移管推進委員会および品川区児童相談行政アドバイザー会議を立ち上げ、児童相談所開設後の児童相談行政の体制、児童相談所および一時保護所の職員確保・人材育成、施設整備といった項目について、有識者のアドバイスをいただきながら検討を行ってきました。

今般、品川区として児童相談所を開設するにあたって、基本的な考え方を整理し、広く区民の皆様にご理解いただきたく、「(仮称)品川区立児童相談所設置基本方針」を策定しました。

品川区児童相談所移管推進委員会

目 次

I 基本方針について	1
1. 基本方針策定の目的.....	1
II (仮称)品川区立児童相談所設置方針	2
1. 基本理念.....	2
2. 児童相談所の設置・運営の視点.....	2
3. 組織構成.....	3
4. 児童相談所設置後の関係機関との連携イメージ.....	6
III 施設整備計画	7
1. 計画地の概要.....	7
2. 計画地の選定理由.....	8
3. 施設整備のコンセプト.....	8
4. 諸室の構成.....	9
5. 工程計画・開設予定時期.....	10
IV 設置の背景・根拠	11
1. 現状と課題.....	11
2. 品川区における児童相談所設置の背景・経緯.....	13
3. 根拠法および事業範囲.....	13
V 品川区における児童福祉・子育て支援の展望	19
1. 児童相談行政.....	19
2. 一時保護.....	20
3. 家庭支援.....	21
4. 里親支援・特別養子縁組.....	21
5. 社会的養護.....	23
6. 自立支援.....	23
7. 子育て支援・母子保健.....	23
8. 障害児支援.....	24
9. 幼稚園・保育園・学校・教育委員会.....	25
10. 児童センター・すまいるスクール.....	25

11. 子育て支援センター	26
12. 生活困窮者支援・生活保護	26
13. 地域	26
14. 民生委員・児童委員	26
15. 要保護児童対策地域協議会	27
16. 医療機関	27
17. 警察	27
VI (仮称) 品川区立児童相談所設置に係る検討課題	29
1. 人材の確保・育成	29
2. 関係組織、機関との役割分担・連携	30
3. 自治体間の協力体制	31
4. 財源および概算経費	31
VII 児童相談所設置市事務の取扱い	32
[資料]	34
・ 品川区児童相談所移管推進委員会 委員一覧	
・ 品川区児童相談行政アドバイザー会議 委員一覧	

(仮称)品川区立児童相談所設置基本方針(概要)

基本方針策定の目的

- 区が児童相談所を設置するにあたり、区における児童家庭相談の現状と課題を把握し、区が児童相談所を設置する必要性、設置にあたっての課題および施設整備の考え方などを整理するため、基本方針を策定する。

基本理念

「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」

- 笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が学校や地域といったまち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として、子どもと家庭を支援していく。

児童相談所設置・運営の視点

- 【視点1】子どもの権利擁護の観点から、区内のすべての子どもの健やかな成長を保障する。**
 - 子どもの最善の利益と権利擁護に資するよう、区が主体的に、相談、援助、一時保護、子どものケア、保護者支援、家庭復帰までを一貫して支援する。
- 【視点2】区の多様なサービスを活かし、支援を必要とする子どもと家庭を重層的・横断的に支援する。**
 - 基礎自治体としての強みを活かし、妊娠・出産から育児まで、庁内関係部署・関係機関との密な連携を通じて、切れ目のない一貫した支援を行う。それぞれの関係部署・関係機関の重層的な支援により、子どもと家庭を多方向から支え見守っていく。
 - 支援を必要とする子どもや家庭の中には、子どもに関する課題だけでなく、貧困や障害、疾病など複数の課題を抱えている場合も多い。こうしたことを踏まえ、基礎自治体としての強みを活かして、児童福祉にとどまらず、庁内関係部署・関係機関の連携による横断的な支援を行う。
- 【視点3】地域力を活かした見守りによる児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する。**
 - 地域および庁内関係部署・関係機関とのネットワーク・資源等を活かした寄り添い型支援を実施していく。この際、緊急対応を要する前段階で支援の手を差し伸べられるよう、日常の支援・見守り体制のなかで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためのネットワークを具体化していく。
 - 都と区の二層構造を解消し、区が一元的に対応することにより、組織間連携において生じる連絡調整のための手続きや意思決定に至るまでの時間的ロスの削減、担当者間のコミュニケーション不足による認識ギャップの低減等を図っていく。

施設整備計画

■計画地の概要

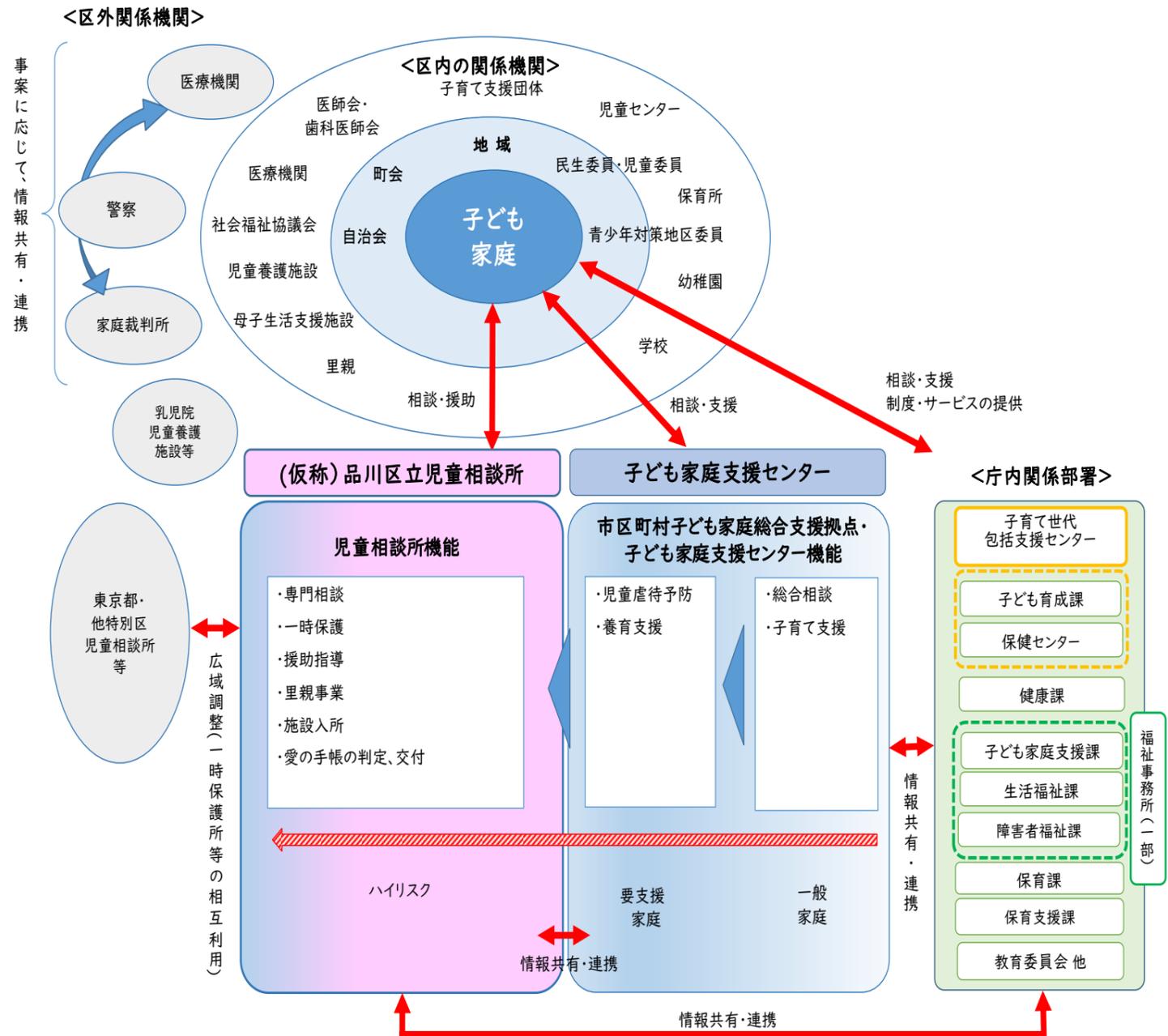
計画地	子供の森公園(北品川三丁目10番)内の一部敷地
敷地面積	約1,450㎡(予定)
施設規模	地上6階建程度
延床面積	約4,000㎡(予定)

■工程計画等

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
基本設計	→				開設
実施設計		→			
建設工事			→		

※ 上記は現状考えられる最短の工程であり、児童福祉法等の改正および東京都との協議の状況など、今後さまざまな状況により変更の可能性がある。

(仮称)品川区児童相談所と関係機関との連携イメージ



児童相談所設置に係る検討課題

- 人材の確保・育成
- 関係組織、機関との役割分担・連携
 - 子育て支援、福祉、母子保健、教育など関係部門との連携
 - 関係機関との情報共有
 - (※詳細は、基本方針「V 品川区における児童福祉・子育て支援の展望」を参照)
- 自治体間の協力体制
 - 一時保護所や児童福祉施設に係る広域調整
- 財源

I 基本方針について

1. 基本方針策定の目的

- 児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、区内のすべての子どもの健やかな育ちを守る体制を強化するためには、その中核となる児童相談所の設置が必要である。
- 区が児童相談所を設置するにあたり、区における児童家庭相談の現状と課題を把握し、区が児童相談所を設置する必要性、設置にあたっての課題および施設整備の考え方などを整理するため、基本方針を策定する。

Ⅱ (仮称) 品川区立児童相談所設置方針

1. 基本理念

「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」

- 笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が学校や地域といったまち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として、子どもと家庭を支援していく。

2. 児童相談所設置・運営の視点

- 近年、区の児童虐待相談件数は増加しており、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化する中で、区は、住民生活に身近な基礎自治体として、すべての子どもの健やかな育ちを守るため、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る必要がある。
- そのため、児童相談行政の中核となる児童相談所を区に設置し、区および関係機関による重層的・横断的な支援の実施が急務であり、以下3つの視点を意識して、児童相談所の設置・運営を行っていく方針である。

【視点1：子どもの権利擁護の観点から、区内のすべての子どもの健やかな成長を保障する】

- 子どもの最善の利益と権利擁護に資するよう、区が主体的に、相談、援助、一時保護、子どものケア、保護者支援、家庭復帰までを一貫して支援する。

【視点2：区の多様なサービスを活かし、支援を必要とする子どもと家庭を重層的・横断的に支援する】

- 基礎自治体としての強みを活かし、妊娠・出産から育児まで、庁内関係部署・関係機関との密な連携を通じて、切れ目のない一貫した支援を行う。それぞれの関係部署・関係機関の重層的な支援により、子どもと家庭を多方向から支え見守っていく。
- 支援を必要とする子どもや家庭の中には、子どもに関する課題だけでなく、貧困や障害、疾病など複数の課題を抱えている場合も多い。こうしたことを踏まえ、基礎自治体としての強みを活かして、児童福祉にとどまらず、庁内関係部署・関係機関の連携による横断的な支援を行う。

【視点3：地域力を活かした見守りによる児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する】

- 地域および庁内関係部署・関係機関とのネットワーク・資源等を活かした寄り添い型支援を実施していく。この際、緊急対応を要する前段階で支援の手を差し伸べられるよう、日常の支援・見守り体制のなかで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためのネットワークを具体化していく。
- 都と区の二層構造を解消し、区が一元的に対応することにより、組織間連携において生じる連絡調整のための手続きや意思決定に至るまでの時間的ロスの削減、担当者間のコミュニケーション不足による認識ギャップの低減等を図っていく。

3. 組織構成

(1) 職員構成・職員配置基準

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則および児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「指針」という。）に基づき、児童相談所の業務遂行のため、その規模に応じて、職員を配置する。（平成31年3月時点）
 - ・ 児童相談所長
 - ・ 児童福祉司
 - ・ 児童心理司
 - ・ 医師または保健師
 - ・ 一時保護所関係職員
 - ・ 次長
 - ・ 児童福祉司スーパーバイザー
 - ・ 児童心理司スーパーバイザー
 - ・ 弁護士
- 法、同法施行令、同法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、指針に基づき、児童相談所に配置することが求められる職員の数は、以下の基準による。（平成31年3月時点）

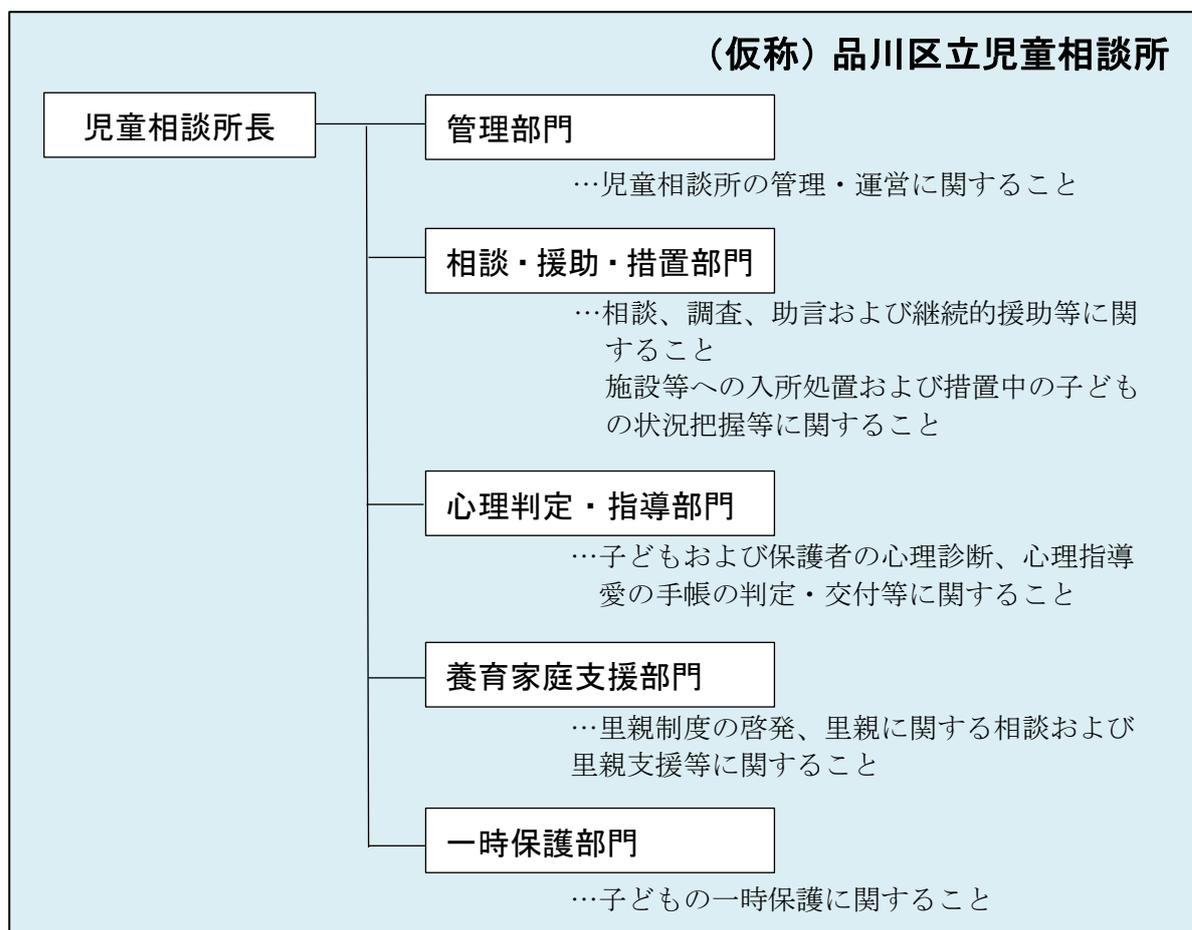
職種	配置基準
児童相談所長	1人
児童福祉司	人口4万人に1人以上 人口1人あたりの児童虐待相談対応件数が全国平均値を上回る場合には加配
児童福祉司スーパーバイザー	児童福祉司5人につき1人
児童心理司	児童福祉司2人につき1人以上
児童心理司スーパーバイザー	配置基準に関する明文規定はなし
医師または保健師	1人以上
弁護士	配置基準に関する明文規定はなし

II (仮称) 品川区立児童相談所設置方針

職種	配置基準
一時保護所関係職員	家庭から離れた子どもたちの不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。
児童指導員・保育士	満2歳に満たない幼児：おおむね1.6人につき1人
	満2歳以上満3歳に満たない幼児 ：おおむね2人につき1人以上
	満3歳以上の幼児：おおむね4人につき1人以上
	少年：おおむね5.5人につき1人以上
看護師	乳児：おおむね1.6人につき1人以上

(2) 各部門の業務分担イメージ

- 法、同法施行令、同法施行規則、指針等に基づき、児童相談所における各部門の業務分担イメージは、下記のとおりである。(平成31年3月時点)



- 児童相談所設置にあたり、子ども家庭支援センターがもつ相談機能を今後整理する必要がある。
- 現在、東京都児童相談センターが実施している治療指導事業のうち、区で実施可能なものについて検討するとともに、専門性の高い事業について、区の利用の受け入れが可能かどうか、東京都と協議する必要がある。

〔参考1〕子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、18歳未満の子どもと家庭を対象に、相談や子育て支援サービスの提供など、子どもと家庭への総合的な支援を行っている。

区では、現在、子ども育成課児童相談係と子育て支援センターの両機関で、子どもと家庭に関する相談に対応している。

〔参考2〕治療指導事業

東京都児童相談センターでは、治療指導事業として、①治療指導事業、②家族再統合のための援助事業、③関係機関支援事業を実施している。事業の詳細は、「Ⅳ 設置の背景・根拠」3- (3)を参照。

(3) 組織構成を検討するにあたっての視点

- 子どもと家庭への支援の観点から望ましい児童相談行政のあり方を念頭に、特に以下の視点から組織構成について、今後検討を進める。
 - 区民にとってわかりやすい、相談しやすい組織とする。
 - 制度の狭間に陥ることなく、すべての子どもと家庭を支援する体制とする。
 - 「支援」と「介入」の機能統合、または分離のあり方について整理する。
 - 「支援」と「介入」の機能を分離する場合、子ども家庭支援センターと児童相談所との間で、リスク認知度のギャップを低減するため、両機関の役割を整理する。
 - 「支援」と「介入」の切り替えの判断や一時保護、家庭復帰等、重要な判断に関わる意思決定をスムーズに行える体制とする。

〔参考3〕「支援」と「介入」

「支援」…子どもや保護者を含めた家庭ニーズに沿って包括的に支援していくこと

「介入」…保護者と子どもを分離し、保護すること

(出典) 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ(第5回) 資料1(平成30年12月7日開催)

(4) 運営体制

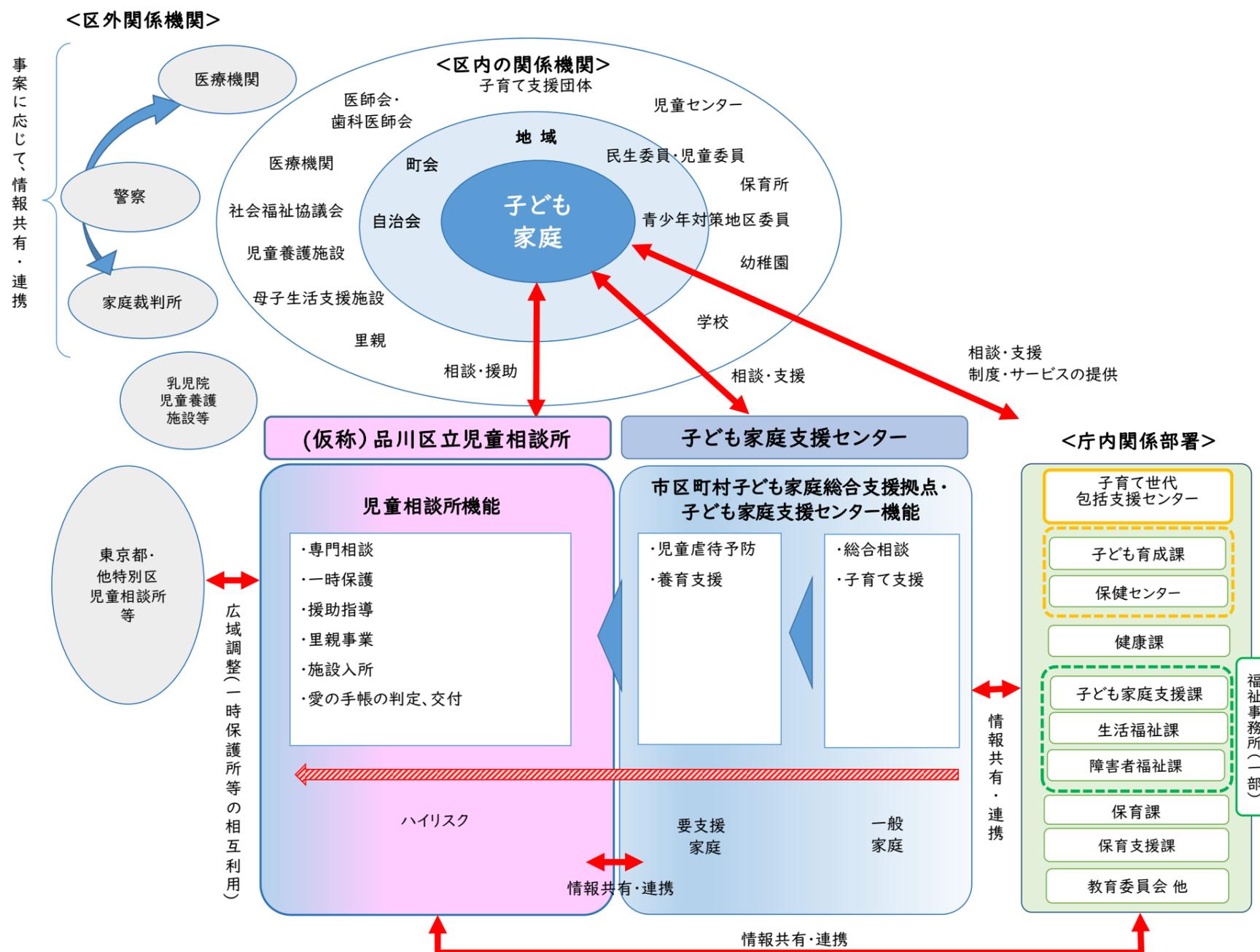
- (仮称)品川区立児童相談所は、区の直営を基本とする。なお、民間事業者の知識・ノウハウが活用できる業務については、民間活力の導入を検討する。

【用語説明】

4. 児童相談所設置後の関係機関との連携イメージ

- (仮称)品川区立児童相談所と関係機関との連携のイメージは、下記のとおりである。

【(仮称)品川区立児童相談所と関係機関との連携イメージ】



機関等	概要と役割
児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県、指定都市および児童相談所設置市に設置される相談機関。主に18歳未満の子どもに関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識と技術を必要とするものに対応する。
子ども家庭支援センター	東京都の「子供家庭支援センター事業実施要綱」に基づき設置される、区市町村における子どもと家庭に関する総合相談の拠点。18歳未満の子どもと家庭を対象に、相談や子育て支援サービスの提供など、子どもと家庭を総合的に支援する。
子ども家庭総合支援拠点	国の「市区町村子ども総合支援拠点設置運営要綱」に基づき、区市町村に設置される拠点。区市町村における子ども家庭支援全般に関する業務を行い、また、要支援児童および要保護児童等を支援する。東京都においては、子ども家庭支援センターの設置は、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置とみなされている。
子育て世代包括支援センター	国の「子育て世代包括支援センター設置運営要綱」に基づき、区市町村に設置される拠点。妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援する。母子保健法上は、母子健康包括支援センター。平成28年の母子保健法改正により、区市町村への設置が努力義務とされた。
里親	さまざまな事情で家族と暮らせない子どもを、自分の家庭に迎え入れて養育する、児童福祉法に基づく制度。養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の種類がある。
乳児院	児童福祉法に基づく児童福祉施設。何らかの事情で家庭での養育ができない乳児を保護・養育し、また、保護者や里親を支援する。施設によっては、区市町村との契約により、ショートステイ等の事業を実施している。
母子生活支援施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設。18歳未満の子どもを養育している母子家庭等について、女性と子どもの心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する。
児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設。保護者がいない又は不適切な養育を受けている等の事情により、家庭での養育が困難な2歳からおおむね18歳までの子どもを養育し、また、退所する子どもの自立を支援する。
福祉事務所	社会福祉法に基づき、都道府県および市(特別区を含む。)が設置する「福祉に関する事務所」。生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどる。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、都道府県・区市町村に設置される団体。地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域福祉の推進のための事業の企画・実施、事業に対する地域住民の参加のための援助などの活動を行う。

注) 児童相談所設置後、区の児童福祉・子育て支援における庁内関係部署・関係機関との連携の詳細については、「V 品川区における児童福祉・子育て支援の展望」を参照。

Ⅲ 施設整備計画

1. 計画地の概要

- 子供の森公園の一部敷地を活用して、(仮称)品川区立児童相談所を整備する。

計画地	子供の森公園（北品川三丁目10番）内の一部敷地
敷地面積	約 1,450 m ² （予定）
施設規模	地上 6 階建程度
延床面積	約 4,000 m ² （予定）
用途地域	商業地域 / 第一種住居地域
容積率	500% / 300%
建ぺい率	80% / 60%
高度地区	指定なし / 第三種高度地区
最高限度高さ	指定なし / 指定なし
最高限度低さ	指定なし / 指定なし
防火地域	防火地域 / 準防火地域
日影規制	指定なし / 4-2.5 時間+4m
交通	京急線 新馬場駅から徒歩 5 分 JR 大崎駅から徒歩 15 分 JR 大井町駅からバスで 15 分



Copyright©INCREMENT P CORP.
Copyright©Shinagawa City. All rights reserved

2. 計画地の選定理由

「Ⅱ（仮称）品川区立児童相談所設置方針」1および2にあるとおり、住民生活に身近な基礎自治体として、児童相談所の設置を決めた中、以下の理由から子供の森公園の一部敷地を児童相談所整備計画地として選定した。

- 区の中心部に近く、交通利便性が高いこと。
- 児童相談所は、多様な機能を有する施設であるため、一定の敷地面積が必要であること。
- 公園の改修時期が近く、第一三共株式会社からの寄付用地を含めて、公園の将来的な拡張が見込める中、公園内の一部敷地に児童相談所を整備したとしても、公園利用自体への影響はないと想定されること。
なお、寄付用地で予定している下水道工事（第二戸越幹線工事）と事業スケジュールが合わず、また、寄付用地は、地下構造物の関係上、地上に建物を建設することができない。
- 子供の森公園は、東京都品川児童相談所の徒歩圏内にあり、ケースの円滑な引継ぎや開設時の指導・助言が可能になること。
- 品川保健センター、品川警察署等の関係機関が近くにあり、一層の連携・協力が可能となること。

3. 施設整備のコンセプト

（1）子どもと保護者にとって相談しやすい空間の創出

- 来所する子どもや保護者の不安な心情等に配慮し、安心して相談できる空間づくりを目指す。

（2）子どもにとって安心・安全な保護所の生活空間を創出

- 一時保護児童一人ひとりの状況に応じた適切な援助が行え、安心感を持てる安全な生活空間づくりを目指す。
- 強引な面会や引取要求を行う保護者への対応も含め、外部からの不当な侵入・子どもの視認を防止し、子どもが安全に守られる生活空間づくりを目指す。

（3）明るく、暖かみのある空間を創出

- 一時保護児童は、虐待により心身に傷を受け、また、家庭の事情や非行等により保護されることから、不安や緊張が高い状態であることが多い。そのため、明るい雰囲気の中で、できるだけ自由に活動できるよう建物環境を整備し、落ち着いた生活ができる空間を備えた施設を目指す。

(4) ユニバーサルデザイン・キッズデザインへの配慮

- 子どもや障害者等の利用に配慮した通路幅、エレベーター、トイレ等の設備設計を行う等、ユニバーサルデザイン・キッズデザインに配慮し、人にやさしく、安全で、すべての利用者にとって利用しやすい施設を目指す。

(5) 環境への配慮、コスト縮減の実践

- エネルギー効率がよく、空間や環境にやさしい建材等の利用に配慮した施設を目指す。
- 視認管理しやすく、コストを縮減した施設を目指す。
- 華美な意匠を避け、機能的でコストバランスに配慮した施設を目指す。

(6) 周辺環境との調和

- 建物および施設の運営による公園や周辺住宅地等への影響「日影・視線・騒音」を最小限に抑える。
- 施設の持つ特性やイメージを考慮し、地域住民が安全に安心して生活できるよう建物環境を整備し、周辺環境との調和を目指す。
- 公園や周辺住宅地の景観に配慮し、周辺環境と調和のとれた施設を目指す。

4. 諸室の構成

- 指針に基づき、次のとおり構成する予定である。

児童相談所	管理エリア (所長室、事務室、ケース保管庫、倉庫、会議室 他)	2,000 m ² 程度
	相談・療法エリア (相談室、待合室、心理検査室、心理療法室、プレイルーム、司法面接室、モニター室、医務室 他)	
	駐車場、駐輪場	
一時保護所	居住エリア (居室、静養室、リビング、浴室・脱衣室、洗濯室、プレイルーム 他)	2,000 m ² 程度
	共有エリア (ラウンジ、学習室、食堂、厨房、屋内運動場 他)	
	管理エリア (事務室、面接室、倉庫 他)	
合計		4,000 m ² 程度

5. 工程計画・開設予定時期

- 工程計画等は、次のとおり予定している。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
基本設計					開設
実施設計					
建設工事					

※ 上記は現状考えられる最短の工程であり、児童福祉法等の改正および東京都との協議の状況など、今後さまざまな状況により変更の可能性がある。

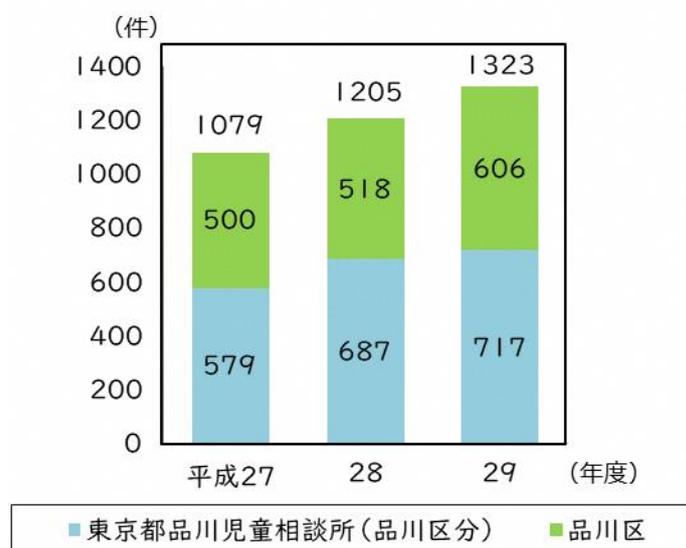
IV 設置の背景・根拠

1. 現状と課題

(1) 品川区における児童家庭相談の現状

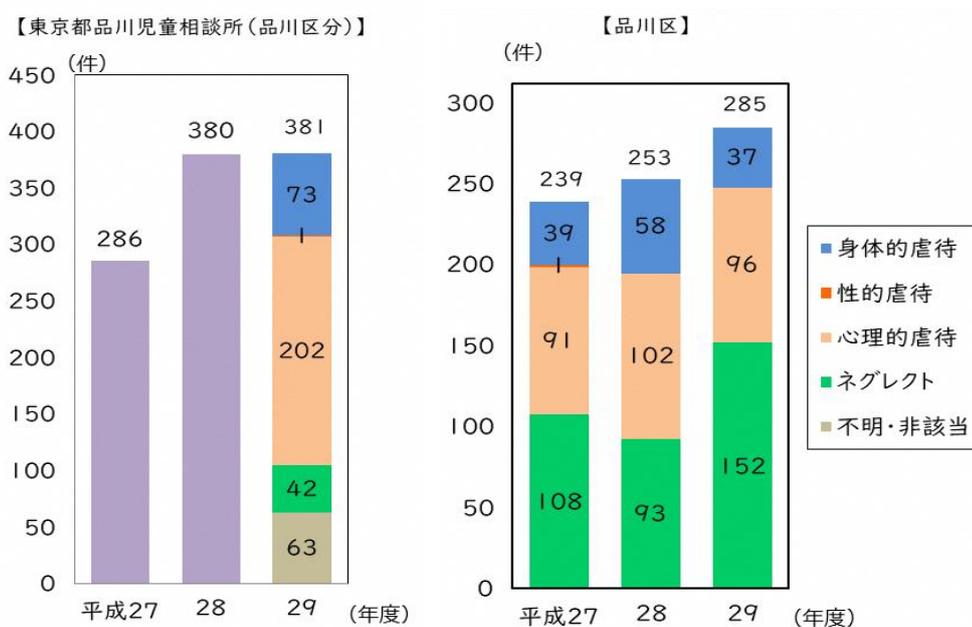
- 近年、核家族やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化等を背景として、地域のなかで子どもや家庭が孤立し、課題を抱え込みやすい状況となっている。このような状況において、区の児童家庭相談は、直近では年間約 600 件を数え、特に虐待相談は増加傾向にある。

【東京都品川児童相談所(品川区分)および品川区における児童家庭相談件数の推移】



(出典) 東京都および品川区資料

【東京都品川児童相談所(品川区分)および品川区における虐待相談件数(総数・内訳)の推移】



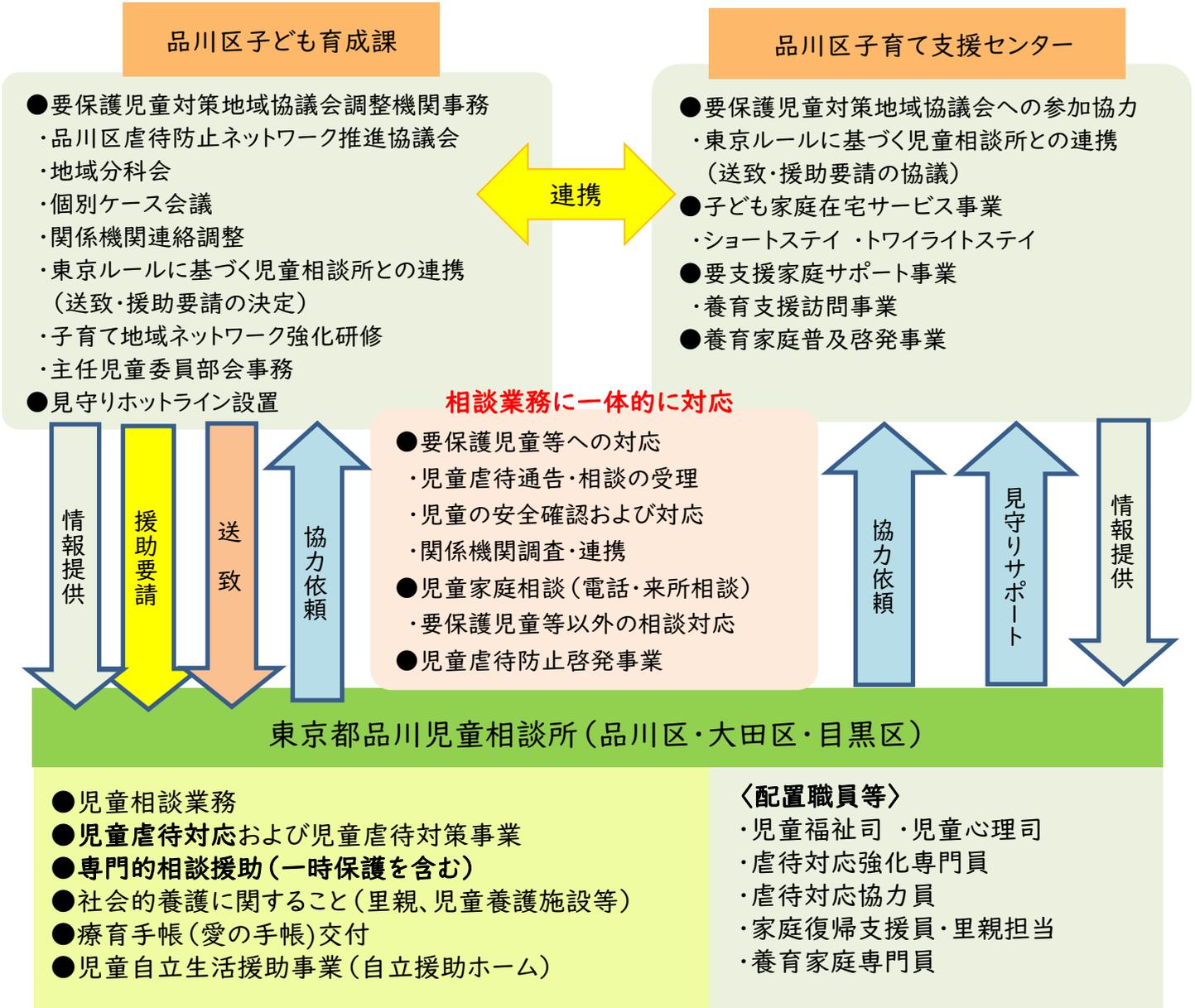
※平成 27・28 年度については、
内訳不明。

(出典) 東京都および品川区資料

IV 設置の背景・根拠

- 児童家庭相談に係る現行の実施体制は、子ども育成課児童相談係と子育て支援センターの2つの窓口が存在しており、さらに区と東京都品川児童相談所との二層構造となっているため、区民にわかりにくい体制となっている。

【品川区児童相談行政における都区の連携体制（現状）】



(2) 品川区における児童家庭相談の課題

- 区と都の2つの相談機関が存在することにより、支援が必要なケースに対して、両機関で認識の差が生じやすい、また、支援プロセスに時間を要するなど連携上の課題が発生しやすい状況にある。
- 区だけでなく、東京都児童相談所における児童家庭相談受付件数も増加の一途をたどっており、都では人員体制の強化を図っているものの、東京都児童相談所は全体として慢性的な人員不足に陥っている。
- また、相談件数の増加と相まって、都の一時保護所は、全体として定員を超過して子どもを受け入れている。そのため、一時保護の必要性が認識される場合であっても、保護ができないケースが生じかねない状況となっており、迅速な一時保護体制の確保が課題となっている。

2. 品川区における児童相談所設置の背景・経緯

- 平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が成立し、児童相談所の設置主体として新たに「政令で定める特別区」が追加され、平成29年4月より施行となった。
- また、同法附則では、国において、施行後5年を目処として、中核市・特別区の児童相談所設置を促進するための支援その他の必要な措置を講ずることが示された。
- 上記の法改正により、区は、1-(2)であげた課題解消のため、都から事務の移管を受け、(仮称)品川区立児童相談所を設置することを目指して、検討を進めている。
- 区が児童相談所を設置するにあたっては、区民にとってのわかりやすさ、相談のしやすさの向上とともに、「支援」と「介入」の機能整理および円滑な支援の実施を実現し、すべての子どもの健やかな育ちを守る体制を強化する。

3. 根拠法および事業範囲

(1) 根拠法

- 児童相談所は、法第12条を根拠として設置される。
- 一時保護所は、法第12条の4を根拠として設置される。
- 平成28年5月の法改正により、平成29年4月から児童相談所設置自治体が拡大され、政令で定める特別区が児童相談所を設置することができるものとされた(法第59条の4第1項)。

(2) 児童相談所の主な機能と権限

- 児童相談所の主な機能と権限については、法、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）、指針において、以下のとおり定められている。

機能		概要
基本的機能	市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能。(法第12条第2項)
	相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能。(法第12条第2項)
	一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能。(法第12条第2項、第12条の4、第33条)
	措置機能	子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所させ、若しくは委託する等の機能。(法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）
親権に関すること		親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。(法第33条の7、第33条の8第1項、第33条の9) 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。(法第47条第2項)
警察への援助要請		児童相談所長は、子どもの安全の確認や一時保護を行う場合などに、職務の執行に際し必要があると認めるときは、子どもの住所又は居所を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が立入調査、臨検又は捜索等をさせようとする場合も、同様とする。(児童虐待防止法第10条第1項)
面会・通信の制限		施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた子どもの保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長は、児童虐待を行った保護者に対し、子どもとの面会・通信を制限することができる。(児童虐待防止法第12条)

機能	概要
その他	地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。(指針第8章)

(3) 児童相談所の業務

- 東京都児童相談所は、相談、援助等、以下に掲げる業務を行っている。

業務		概要	
相談	養護相談	虐待、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労および服役等）、迷子に関する相談。	
	保健相談	一般的な健康管理に関する相談。（乳児、早産児等）	
	障害相談	知的障害（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ、肢体不自由、重症心身障害相談等。	
	非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為（注1）、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談。
		触法行為等相談	触法行為（注2）があったとして警察署から法第25条通告および少年法第6条の6により送致のあった子ども、犯罪少年（注3）に関して家庭裁判所から送致のあった子ども等に関する相談。
	育成 相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状況にある子どもに関する相談。
		性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙（注4）家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談。
		しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
		適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
		ことばの遅れ 相談（家庭環境）	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる子どもに関する相談
	その他の相談	措置変更、在所期間延長に関する相談	
	里親に関する相談	養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談	
	援助	助言	受け付けた相談に対して助言を行う。 他機関の援助が必要な場合、専門機関を紹介する。
継続的な援助		必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を実施する。	
一時保護		児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、次の場合に一時保護を行う。 ①緊急保護 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。保	

IV 設置の背景・根拠

業務		概要
援助		<p>護者による虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるときなど。</p> <p>②行動観察 非行・家庭内暴力・不登校などの子どもを一時保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。</p> <p>③短期入所指導 短期間の心理療法・生活指導等が有効と判断され、他の方法による支援が困難なとき。</p>
	里親制度	<p>さまざまな事情により家庭で生活できない子どもが、家庭的な環境の下で温かい愛情に包まれながら健やかに成長していけるよう、里親制度を推進する。具体的には、里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、子どもの委託、委託後の里親への支援、里親同士の交流等を実施する。里親には、下記の4つの種類がある。</p> <p>①養育家庭 養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを養育する。</p> <p>②専門養育家庭 養子縁組を目的としないで、専門的ケアを必要とする子どもを、専門性を備えた養育家庭のもとで一定期間子どもを養育する。</p> <p>③親族里親 両親の死亡等により養育ができない等の一定の要件を満たす子どもを、当該児童の扶養義務者およびその配偶者が養育する。</p> <p>④養子縁組里親 養子縁組を目的として、子どもを養育する。</p>
	施設への入所	<p>さまざまな事情により、家庭で生活できない子どもについて、一定期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設への入所を措置する。</p>
	児童自立サポート事業	<p>児童自立支援施設を退所して、地域で自立に向けた第一歩を踏み出す子どもとその家庭を、子どもと保護者の同意を得たうえで、児童相談所と民生委員・児童委員、主任児童委員がチームを組んで協力しながら、見守り支える。</p>
	メンタルフレンド派遣	<p>兄弟姉妹の世代にあたるボランティア（メンタルフレンド）を家に閉じこもりがちな子どもの通所する児童相談所や家庭に派遣し、ふれあいの中で子どもの社会性や自立性を高める。</p>
	愛の手帳の判定・交付	<p>知的障害の子どもへの援助を図る「愛の手帳」交付のための判定を行う。</p>

業務		概要
援助	治療指導事業 (※東京都児童相談センターで実施)	<p>①治療指導事業“親子のサポートステーション” 学校や家庭で不適応を示し、情緒や行動面に悩みを持つ小中学生（不登校、友人関係が築けない、多動・衝動性、低年齢の非行など）、家庭や地域で健全な成長が心配されている幼児を対象に、生活指導・学習指導のほか、造形・音楽・体育・レクリエーションの各療法、必要に応じて、心理療法や医療ケアなども組み合わせ、宿泊と通所による総合的な治療活動を行う。</p> <p>②家族再統合のための援助事業 子どもとその養育者に対して、さまざまな心理療法を行い、親子関係を再構築する手伝いをする。</p> <p>③関係機関支援事業 近年さまざまな情緒的問題を抱える子どもの利用や相談が増えており、より高い専門性が求められているため、関係機関の職員を対象に実務的な研修会の実施などを行う。</p>

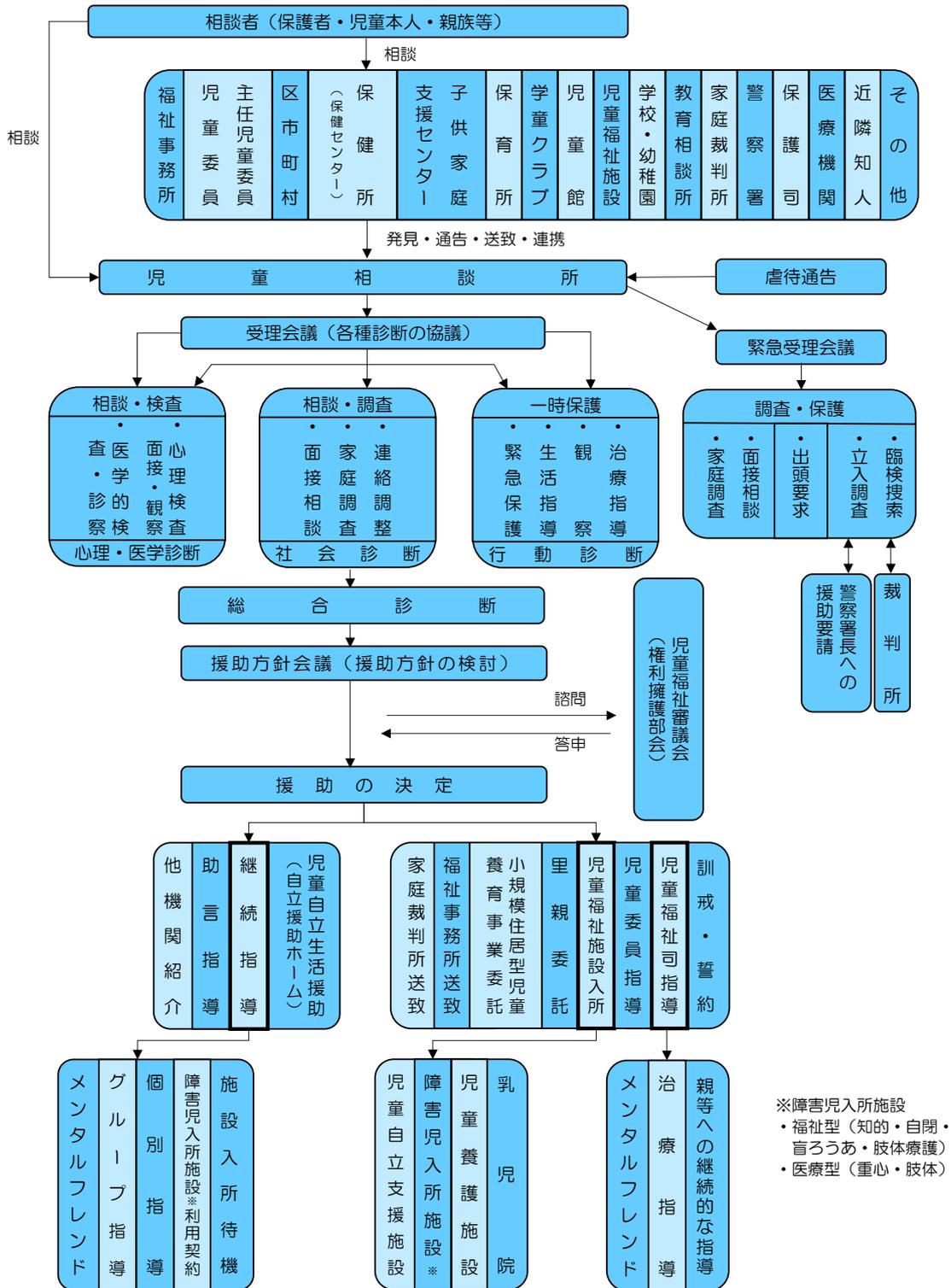
- (注) 1. ぐ犯行為とは、保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいう。
2. 触法行為とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいう。
3. 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
4. 緘黙（かんもく）とは、話す能力があるにも関わらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいう。

(出典) 東京都「児童相談所のしおり－2018年（平成30年）版－」

IV 設置の背景・根拠

(4) 児童相談業務の流れ

- 東京都における現在の児童相談業務の流れは、以下のとおりとなっている。



(出典) 東京都「児童相談所のしおり—2018年（平成30年）版—」

V 品川区における児童福祉・子育て支援の展望

1. 児童相談行政

(1) 基本的な考え方

- 区における児童相談行政の展開にあたっては、地域の支援ニーズを十分に検討した上で、そのニーズに対応するための業務量等を東京都児童相談所の実績から推計する等、業務遂行に必要な体制を検討する必要がある。
- 近年、区の児童虐待相談件数は増加しており、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化する中で、区は、住民生活に身近な基礎自治体として、すべての子どもの健やかな育ちを守るため、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る必要がある、区および関係機関による重層的・横断的支援の実施が急務となっている。

(2) 子どもの権利保障

- 児童相談行政の遂行にあたっては、児童の権利に関する条約および法の精神に則り、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を優先する。
- 「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会、平成29年8月2日）では、子どもの権利保障のための児童相談所のあり方として、①機能分化（調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化）、②虐待関連通告窓口の一元化、③司法関与の整備、④職員の専門性の向上の必要性が示された。
- また、平成28年の法改正により、子どもの権利保障が明記され、支援において子どもが権利の主体であること、支援の過程等において子どもも参加することが示された。具体的には、指針によれば、子どもおよび家庭に対する援助指針（援助方針）の策定において、「児童相談の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等（祖父母等の親族を含む）との協議を行うなど、これらの者の参画を得ることが望ましい」とされた。このように、子どもを含めた意思決定のあり方について、理念と配慮に基づいた運営がなされる必要がある。

(3) 権利主体としての子どもの意見の尊重

- 支援にあたっては、子どもの意見を反映させることで、自己実現、自立に向けて自分の力を発揮できるような機会を創出していくことが必要である。

2. 一時保護

(1) 一時保護機能の整備

- (仮称)品川区立児童相談所は、一時保護機能を併設することを予定している。
- 一時保護所における子どもの居室は、個室を基本とする。ただし、兄弟・姉妹が同じ居室内で過ごせるよう、2人居室もあわせて整備する。
- 一時保護所の居室は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に準じ、子どもの安全と安心が守られるよう、居室数、居室面積について検討する。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

児童		乳幼児のみ	
1居室の定員	1人あたりの面積	1居室の定員	1人あたりの面積
4人	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上

(2) 一時保護所の運営のあり方

- 一時保護は、①緊急保護、②行動観察、③短期入所指導が必要な場合に行う。これらの目的を考慮し、運営方針、施設整備、運営体制のあり方について検討していく必要がある。
- リスク・アセスメントの活用により一時保護の基準を明確にするとともに、保護された子どもが、養育環境の急激な変化により不安定な状況に陥ることを防ぐため、子どもに安心感をもたらす十分な配慮、個別化されたケアが行われることが必要である。
- 区では、一時保護所において、日中は男女混合、夜間は男女完全分離により保護、養育を行うことを検討している。こうした支援のあり方は、子どもが一時保護所においても、できる限り通常的生活環境を得ることができ、発達の機会を奪われないようにすることがねらいである。
一方で、被虐待、DVを経験した子どもが、時に呈しうる行動の1つとして、子ども間の暴力、性的な問題がある。傷ついた子どもたちが、一時保護所内でさらなる被害にあうことがないよう、的確に対処できる運営のあり方を検討する必要がある。
- 一時保護所について、子どもの安全確保を優先するあまり、権利制限などの管理事項のみが過度に優先されることのないよう、施設整備のあり方、生活ルールの設定、学習保障等について十分に検討する必要がある。

(3) 代替養育の確保

- 乳幼児の一時保護については、里親への委託等により、適切に愛着形成がなされる養育環境を選択できるようにする必要がある。

- 一時保護の対象となる子どもの中には、障害がある子ども、医療的ケアが必要な子どもも含まれる。このような子どもの保護を適正に実施できる人材の確保、里親等の養成を行うことが重要である。

3. 家庭支援

(1) 家庭支援機能の強化

- 児童福祉施策の1つの方針として、家庭において保護者が子どもを適切に養育できるよう、保護者の困り感に焦点を当てて、区の制度・サービスを適切に提供することにより、家庭を支援していく必要がある。
- 具体的な理由としては、第1に、虐待など、子どもの健全育成が阻害される事態に対して、未然予防策として、家庭の養育力を高める支援、見守りが期待されるためである。第2に、複雑かつ深刻な環境に置かれている子どもや家庭において、一時保護や措置入所、里親支援等を受ける過程があったとしても、子どもの成長にあわせて、その家族に適した形での家族再統合が行われることが期待されるためである。
- 区の家庭支援を強化するため、ソーシャルワークを中心とした支援体制の構築を目指す必要がある。具体的には、障害や疾病、経済的な困難等といったさまざまな課題を抱える家庭に対して、行政組織として横断的な視点から、家庭環境や子ども・家族が暮らす地域に働きかけるとともに、多様な社会資源を開発・活用していくことが必要である。つまり、各関係機関が連携し、地域住民とともに支援チームを構築していくような活動の実践が求められる。
- 家庭支援にあたっては、ニーズのレベル評価に基づき支援の対象となる子ども・家庭を明らかにし、関係機関と協働して支援を行うことが必要である。支援には、母子保健、子育て支援、子どもの貧困防止、障害福祉などの関係部門との連携、教育委員会等と協働し支援することが求められる。各関係機関が有する支援メニューを把握し、家庭全体の困り感に合った適切な支援を行っていくことが必要である。
- 現状では、一時保護された子どもや支援を要する子どもの多くは、家庭で生活している。そのため、地域の中で、子どもや家庭が見守られ、必要な子どもと家庭に対しては、継続的な支援がなされるよう支援体制を構築することが必要である。

4. 里親支援・特別養子縁組

(1) 家庭養育優先の明確化と課題

- 平成28年5月の法改正により、①子どもが権利の主体であることの明確化、②養育機能が弱い家庭への支援から、代替養育（里親、施設養育）までの社会

的養育の充実を図ること、③従来の施設養育中心の体制から、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難な場合は特別養子縁組による永続的解決、里親養育を推進することが明確化された。この改正は、戦後からの日本の社会的養育の大きな転換点になると位置付けられている。

- これらの理念を実現するための具体的工程を示したものが、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月)である。その内容としては、3歳未満の子どもは概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75%以上とすることを目指すこと。学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現すること(平成27年度末の里親委託率17.5%〔全年齢〕)。特に就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所を停止するとともに、施設等での十分なケアが不可欠な場合、滞在期間は原則として乳幼児は数ヶ月以内、学童期以降は1年以内、特別なケアが必要な学童期以降の子どもも3年以内とすること。遅くとも平成32年度までにフォスタリング機関事業を整備すること。すべての施設は原則概ね10年以内を目途に小規模化(最大6人)、地域分散化等を実現すること―が示された。

(2) 里親支援

- 里親支援を行うフォスタリング機関の整備にあたっては、外部機関のノウハウ、人材を活用する観点から、乳児院、児童養護施設、NPO法人等との連携または委託についても検討することが必要である。
- 里親支援体制を確保するとともに、フォスタリング機関を支援する児童相談所の役割についても検討する必要がある。

(3) 特別養子縁組

- 家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰が困難で代替養育を受けている子どもに対しては、永続的解決(パーマネンシー保障)として、特別養子縁組の支援体制を構築していくことが必要である。
- なお、子どもが自分の過去を知りたいときに知ることができるのは子どもの権利であるとの考えから、児童相談所が関わった子どもについて、少なくとも代替養育(一時保護を含む。)が行われた子どもについては、記録の永年保存を行うべきであるとの指摘がある(「新しい社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会、平成29年8月2日))。

〔参考4〕フォスタリング機関

平成28年の法改正により、法第11条第4項に規定された里親支援事業を包括的に実施する機関(全部または一部の委託可)。

里親支援事業の具体例：里親のリクルートおよびアセスメント、登録前、登録後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中および委託解除のフォローを含む。)

(出典)厚生労働省「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」(平成30年7月)

5. 社会的養護

(1) 施設養育

- 代替養育機関としての乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設は、平成 28 年の法改正により、できる限り良好な家庭的環境でなければならないとされた。また、個々の子どものニーズに合った養育を行えるよう、個別化の実現が求められている。
- さらに、施設養育が必要とされる子どもたちは、虐待やネグレクト等の不適切な養育を経験している傾向が強い。また、分離や喪失体験、トラウマ障害や愛着（アタッチメント）に関する問題を抱えていることが少なくない。そのため、施設養育は、子どもたちの複雑な行動上の問題や、精神的・心理的問題の解消や軽減を目指しながら生活支援を行う高度な専門性が求められている。
- 社会的養護関係施設は、都ならびに近隣自治体と協議のうえ、施設入所の広域調整を行う仕組みを整備する必要がある。

6. 自立支援

(1) 子どものライフサイクルに合わせた支援

- 支援にあたっては、子どものライフサイクルを見据えた支援が必要である。子どもの発達段階に応じて重層的・横断的な支援を行うとともに、思春期、青年期に向けた自立支援の視点が重要である。
- 社会的養護を卒業した子どもに対する継続的な支援として、自立援助ホーム、自立のための養育、進路保障、地域生活支援など、子どもの自立を支援するための体制整備が必要である。

7. 子育て支援・母子保健

(1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 平成 28 年の法改正により、市区町村に対して、すべての子どもと家庭を視野に、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでの支援の実施が一層期待されている。
- 区は、従前より子ども家庭支援センターを設置し、市区町村子ども家庭総合支援拠点として、リスクの高い家庭を含むさまざまな家庭への支援機能を果たしている。今後も、関連施策と一体的に子育て支援機関の中核としての役割が求められている。

(2) 産前・産後の支援

- 子どもや母親の健やかな生活を実現していくためには、出生前後から母子保健事業による相談・支援が重要な取組みとなる。ここで得られた情報は、特定妊婦のケアをはじめ、出産後の家庭支援に際しても重要な意味を持つ。
- 子育て支援・母子保健は、しながわネウボラネットワークにおいて、すべての妊産婦を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制を構築しており、これまで以上に子どもを産み・育てやすい体制づくりを目指す。

〔参考5〕ポピュレーションアプローチ

ある事象について、集団全体にアプローチし、全体としてのリスクを下げようとする考え方。反対に、ある事象について、高いリスクを持った人に対象を絞り込んでアプローチしていく考え方をハイリスクアプローチという。

8. 障害児支援

(1) 児童相談所における障害児支援

- 東京都品川児童相談所の相談実績をみると、全体の相談件数に占める障害相談は2割強を占めている。

児童相談所設置後、区が実施する、愛の手帳の判定、特別児童扶養手当の判定、障害児入所給付費・医療費に関する各種事務において、子どもと家庭に関するさまざまなアセスメント情報が収集、分析、再評価されることになる。

(2) 障害福祉部門（福祉事務所）との連携強化

- 上記の結果を庁内関係部署で共有することにより、子どもの発達にあわせた効果的な療育が継続的に提供されるよう、児童福祉、障害福祉および母子保健の実施体制（役割分担・連携ルール等）について検討していくことが必要である。
- 具体的には、法、「地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（障害者総合支援法）のもと実施される、相談支援事業、発達支援事業、預かり・活動の場に関する事業が挙げられる。
- さらに、障害がある保護者とその子どもへの支援にあたっては、児童相談所が、保護者を支援している障害福祉部門と協働し、家庭全体を見守り支援するための情報共有、役割分担、支援体制づくりについて検討する必要がある。

9. 幼稚園・保育園・学校・教育委員会

(1) 保育・教育部門との連携強化

- 幼稚園、保育園、学校は、子どもたちにとって生活の中核を成す、重要な活動の場である。それぞれの学校教育等の場において、子どもと家庭に関する支援目標や課題が共有され、一貫した支援方針に基づき、要保護児童または要支援児童が見守られ、育まれるよう、幼稚園・保育園・学校・教育委員会との連携・協力は重要な取組みである。
- 具体的には、児童相談所が担う相談支援の対象には、不登校、いじめ、非行相談等の課題を抱える子どもが多数存在する。児童相談所における相談支援と一体的に、学校・教育委員会としての支援が行われるよう、組織間の情報共有、連携の体制について検討する必要がある。
- 品川区いじめ防止対策推進基本方針では、いじめの重大事態発生については、区教育委員会に報告するとともに、品川学校支援チーム「HEARTS」や警察等の関係機関への相談・連携のもとで迅速な対応を心がけることが示されている。

〔参考6〕「要保護児童」「要支援児童」

「要保護児童」… 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。(法第6条の3第8項)

「要支援児童」… 厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。(要保護児童に該当するものを除く。)(法第6条の3第5項)

〔参考7〕品川学校支援チーム「HEARTS」(Help Encourage Assist Rescue Team Shinagawa) 教育総合支援センターに設置。いじめ問題をはじめ、不登校や虐待等、学校だけでは解決が困難なケースに対し、早期解決を図るための支援や関係機関との連携等を推進している。

(出典) 平成30年度教育委員会事務局事務事業概要

10. 児童センター・すまいるスクール

(1) 児童健全育成部門との連携強化

- 区内25カ所で運営されている児童センターは、乳幼児から18歳までの子どもとその保護者を対象に、子どもの健全育成を目的とする施設である。各種行事、子育て支援、クラブ活動を行っている。また、中高生の活動拠点として、9館が「ティーンズプラザ」事業を実施している。
- すまいるスクールは、区が実施する「全児童放課後等対策事業」であり、小学校・義務教育学校に就学する子どもを対象に、学校施設を活用した安全な居場所を提供するとともに、学びと遊びを通して子どもたちの成長を育んでいる。
- これらの事業は、子どもの健全育成を図る日中の居場所として果たす役割が大きいことから、子どもと家庭への見守りや相談機能の一翼として、必要に応じ、児童相談所との連携が求められる。

1 1. 子育て支援センター

(1) 子育て支援センターの役割の整理

- 子育て支援センターは、品川区子ども育成課と連携し、区の児童家庭相談業務に一体的に対応しているほか、ショートステイ等子育て支援に関する事業を実施するなどして、品川区における子育て支援の中核的な役割を担っている。
- 児童相談所の開設にあたっては、現在の子育て支援センターの役割を整理する必要がある。

1 2. 生活困窮者支援・生活保護

(1) 福祉事務所との連携強化

- 児童相談所が支援を行う子どもには、家庭の生活困窮等、子どもの背景に存在する養育環境への支援が必要なケースが少なくない。
- こうした観点から、家庭の状況、養育機能を総合的に判断する必要があり、児童相談所と福祉事務所との情報共有、連携が重要である。
- 例えば、母子生活支援施設は、母子家庭で生活上の問題のため児童の養育が十分にできない母子世帯を対象に、母子ともに一定期間入所して、自立促進のための生活支援を行う施設である。母子生活支援施設が、児童相談所の支援方針を共有化することで、母子家庭の自立支援の一環として、子どもの健全育成、母親の養育支援を行うなどの連携が求められる。

1 3. 地域

(1) 町会・自治会や青少年対策地区委員会での活動を通じた、児童虐待の未然防止・早期発見

- 要保護児童または要支援児童が地域の中で見守られ、育まれる機会が得られるように働きかけることは重要な取組であるといえる。児童相談所等が児童虐待に関する正しい知識を広め、地域の中で児童虐待に関する感度を高めることにより、児童虐待の未然防止・早期発見につなげることが期待される。

1 4. 民生委員・児童委員

(1) 行政との連携強化

- 民生委員・児童委員は、地域住民の一員として、地域の子ども・家庭が元気に安心して暮らせるように、見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っており、まさに、地域における支

援ネットワークの要である。

- 中でも、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉に関する相談・援助活動を行っており、児童相談所をはじめ、児童福祉の関係機関との連絡調整など、その役割は一層重要である。

15. 要保護児童対策地域協議会

(1) 児童虐待防止のネットワーク機能強化

- 区の要保護児童対策地域協議会は、三層構造となっており、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」（代表者会議）、「協議会地域分科会」（実務者会議）、「個別ケース検討会議」（協議会ケース会議）により構成されている。

区独自の取組みとして、地域の身近な子育て支援拠点である児童センターが事務局となり、13 地域ブロックごとに「協議会地域分科会」を開催しており、要保護児童等への支援・対応について協議し、顔が見える関係づくりを行っている。

- 要保護児童対策地域協議会は、児童相談所と地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で各関係機関の役割分担を整理しながら、要保護児童または要支援児童への一体的な支援を行っていくための重要な機能を果たしており、一層の充実を図る必要がある。

16. 医療機関

(1) 通告義務と行政との連携強化

- 児童虐待防止法により、病院、医師、歯科医師においても、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかにこれを児童相談所に通告しなければならないとされている。
- 児童相談所が、さまざまな背景を持つ子どもを保護、支援する上で、医学的管理、治療、さらに助言、指導は、子どもの回復、健全育成を達成するために非常に重要な支援と位置づけられる。医師会、歯科医師会、地域の医療機関との連携体制は重要である。

17. 警察

(1) 行政との情報共有と連携強化

- 児童虐待防止法等に基づき、警察では、児童虐待が疑われる情報を認知した場合、子どもの安全を直接確認するために、警察官の現場臨場、付近住民への聞き込み、関係機関への情報照会等が行われている。また、緊急性や重大性を検

V 品川区における児童福祉・子育て支援の展望

討した上での事件化、子どもの保護、児童相談所への通告が行われている。その中には、子どもを対象とした性暴力など、警察の機能により迅速かつ安全に子どもの人権を守るための対応が必要である。

- 非行に関する保護等は、警察との連携により実施されており、児童相談所と警察による協働支援領域は、広がりを見せている。
- そのため、他自治体と警察との連携状況を参考に、児童相談所と管内警察署との役割分担や情報共有体制などの連携について検討を進めていくことが必要である。

VI (仮称) 品川区立児童相談所設置に係る検討課題

1. 人材の確保・育成

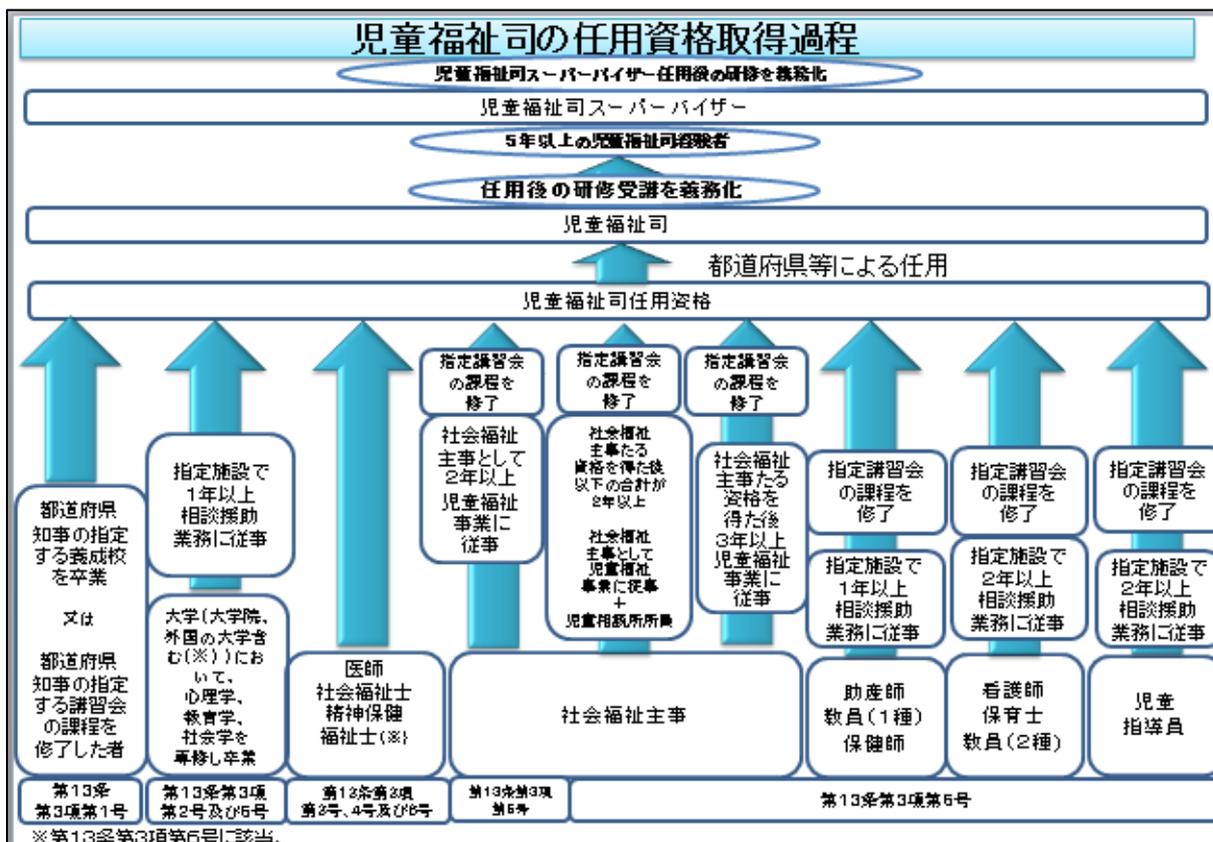
(1) 必要とされる人員配置

- 法令等で求められる配置基準等に基づき、想定される相談対応件数等を踏まえ、必要な人員を配置することができるよう計画的に人材の確保・育成を進める必要がある。
- 法、同法施行令、同法施行規則および指針に基づき、児童相談所の業務遂行のため、児童相談所の規模に応じて、職員の体制について検討する。
 - 【必要な職】
 - 児童相談所長
 - 児童福祉司
 - 児童心理司
 - 医師または保健師
 - 一時保護所関係職員
 - 次長
 - 児童福祉司スーパーバイザー
 - 児童心理司スーパーバイザー
 - 弁護士
- 必要な職員数の試算については、組織体制の検討とあわせて、精緻に進める。

(2) 人材の確保・育成

- 児童相談所長経験者および専門職の確保が課題である。児童相談所長、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司スーパーバイザーの職を担う人材は、専門的知識とともに児童相談行政に携わった経験が不可欠であるため、都、特別区、全国児童相談所所長会、子どもの虹情報研修センター、大学および関連学会等の関係機関と協議・連携の上、人材確保に努める必要がある。
- 児童福祉司の配置標準の見直しを受けて、全国の児童相談所で人材確保が課題になっている。経過措置期間において情報収集を進めるとともに、近隣自治体や関係機関との交流により、人材の確保・育成に努める必要がある。
- 児童相談所業務の経験を蓄積するため、区職員の東京都および他自治体の児童相談所への研修派遣を進める。また、職員の児童福祉司任用資格取得についても検討する必要がある。
- 子どもを権利の主体として位置づけ、権利擁護を実現するためにも、児童福祉分野に造詣の深い弁護士が組織的に関与できるよう、人材確保に努める必要がある。

【児童福祉司の任用資格取得過程】



(出典) 厚生労働省作成資料

(3) 民間活力の導入

- 児童相談所業務のうち民間団体等への委託が可能な業務(例 受付業務、虐待通告を受けたあとの安全確認、家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施、研修業務等)については、民間活力を積極的に活用することで、効果的、効率的な運営方策のあり方を検討する必要がある。

2. 関係組織、機関との役割分担・連携

(1) 子育て支援、福祉、母子保健、教育など関係部門との連携

- 区において子育て関連施策を担っている庁内関係部署・関係機関との役割分担、連携のあり方については、子どもと家庭からみて安心かつ効果的な実施体制となっているか、引き続き検討・協議することが必要である。
- 具体的には、子育て支援、保育、自立支援、障害福祉、ひとり親家庭、生活困窮者支援、母子保健、学びの場の提供等との役割分担・連携が必要である。

(2) 児童相談所と関係機関との情報共有

- 効果的な相談・援助を行うため、児童相談所が作成する相談記録などを、必要に応じて庁内関係部署・関係機関との間で共有することにより、重層的・横断

的な支援の実現が可能になると考えられる。

また、庁内関係部署・関係機関が保有するデータについても、児童相談所が支援にあたって必要な情報を共有できるよう検討が必要である。

- 共有化の検討の際は、方針・目的の明確化、個人情報保護、同意の取得等の観点から、共有化する情報の範囲、取扱方法、セキュリティ対策等について十分に検討を行う必要がある。また、中期的観点から情報管理・活用のためのシステムの導入についても検討が必要である。

3. 自治体間の協力体制

(1) 一時保護所や児童福祉施設等に係る広域調整

- 子どもと家庭の状況に応じて、時には地域から離れ、区外の一時的保護所または児童養護施設への入所、里親等への委託を措置する必要がある。
- 自治体間における一時保護所の相互利用、児童福祉施設の入所調整、里親の確保にあたっては、自治体間での運用ルールを定めるとともに、定期的な運用ルールの見直しや広域的な調整事項の再検討を行うことが必要である。

4. 財源および概算経費

(1) 財源

- 一時保護所の整備については、国庫補助金「次世代育成支援対策施設整備交付金」の活用を見込む。
- 一時保護所の運営費については、国庫補助金「児童入所施設措置費等国庫負担金」の活用を見込む。
- 児童相談所および一時保護所の補助（非常勤）職員経費については、国庫補助金「児童虐待・DV対策等支援事業費補助金」の活用を見込む。
- 財源については、国庫補助金・国庫負担金等を活用するほか、児童相談所関連経費に係る財源移譲について、特別区と東京都との協議を行っていく。

(2) 概算経費

- 児童相談所の年間運営費としては、人件費や建物維持管理費、一時保護所運営費、社会的養護に係る措置費などが想定される。
- 施設整備にあたっては、ランニングコストについて効率的な運営がなされるよう留意する必要がある。

VII 児童相談所設置市事務の取扱い

- 児童相談所設置市は、児童相談所の業務以外に、以下の事務を行うこととされている。

【児童相談所設置市が処理する事務】

No.	事務	根拠
1	児童福祉審議会の設置に関する事務 児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また、知事の諮問に答え、関係機関に意見を具申する。	法第8条第4項、法第9条など
2	里親に関する事務 里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。	法第6条の4、法施行細則第14条など
3	児童委員に関する事務 児童委員の指揮監督および研修を行う。	法第17条第4項、第18条の2
4	指定療育機関に関する事務 結核り患児童の医療に係る療育の給付、給付事務を委託する病院(指定療育機関)の指定を行う。	法第20条など
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	法第19条の2など
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費および特定入所障害児食費ならびに障害児施設医療費の支給を行う。	法第24条の2～第24条の7など
7	児童自立生活援助事業に関する事務 児童自立援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限または停止を行う。	法第34条の4～法第34条の6
8	児童福祉施設に関する事務 児童福祉施設の設置認可等を行う。	法第35条4項、第58条など
9	認可外保育施設に関する事務 認可外保育施設への指導監督等を行う。	法第59条、第59条の2
10	小規模住居型養育事業に関する事務 小規模住居型養育事業の届出、検査、制限または停止を行う。	法第34条の4～第34条の6

No.	事務	根拠
11	障害児通所支援事業に関する事務 障害児通所支援事業等の届出に関する事、障害児通所支援事業等に係る検査等、制限又は停止を行う。	法第 34 条の3～第 34 条の6
12	一時預かり事業に関する事務 一時預かり事業の届出、検査、制限または停止を行う。	法第 34 条の 12、第 34 条の 14
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務 障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	障害者総合支援法第 76 条の 3、法第 33 条の 18
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務 民間あっせん機関の許可等、規定事由の事象が発生した際の民間あっせん機関からの報告、民間あっせん機関への指導及び助言等を行う。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第 6 条、第 32 条、第 38 条～第 40 条等

【国の通知等により児童相談所が処理する事務】

No.	事務
15	特別児童扶養手当に係る判定事務 指針により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児および重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができるとされている。
16	療育手帳に係る判定事務 療育手帳制度の申請を受けた福祉事務所は、児童相談所または知的障害者更生相談所を経由して都道府県知事に進達する。 児童相談所または知的障害者更生相談所は、交付対象者について判定を行い、判定結果を記入の上、都道府県知事に進達する。 東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18 歳未満の知的障害者の判定、手帳の交付を行う。

(出典) 『平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」報告書』等より引用。

【品川区児童相談所移管推進委員会 委員一覧】

(平成31年3月時点)

委員長	副区長	中川原 史 恵
副委員長	子ども未来部長	福 島 進
委 員	企画部長	中 山 武 志
	企画部 企画調整課長	柏 原 敦
	総務部長	榎 本 圭 介
	総務部 人事課長	黒 田 肇 暢
	福祉部長	永 尾 文 子
	福祉部 福祉計画課長	大 串 史 和
	〃 障害者福祉課長	松 山 香 里
	健康推進部 健康課長	川 島 淳 成
	品川区保健所長	福 内 恵 子
	品川保健所 保健予防課長	鷹 箸 右 子
	〃 品川保健センター所長	仁 平 悟
	子ども未来部 子ども育成課長	高 山 崇
	〃 児童相談所移管担当課長	二ノ宮 隆 矢
	〃 保育課長	佐 藤 憲 宜
〃 保育支援課長	大 澤 幸 代	
事務局	子ども未来部 子ども育成課	

【品川区児童相談行政アドバイザー会議 委員一覧】

(平成31年3月時点)

委 員	立正大学 社会福祉学部 教授	大 竹 智
	ゆり綜合法律事務所 弁護士	川 村 百 合
	社会福祉法人 六踏園 品川景德学園 園長	高 橋 朝 子
	東邦大学 看護学部長 教授	福 島 富士子
	日本社会事業大学専門職大学院 教授	宮 島 清
	子ども未来部長	福 島 進
	企画部 企画調整課長	柏 原 敦
	総務部 人事課長	黒 田 肇 暢
	福祉部 福祉計画課長	大 串 史 和
	// 障害者福祉課長	松 山 香 里
	健康推進部 健康課長	川 島 淳 成
	// 品川保健センター所長	仁 平 悟
	子ども未来部 子ども育成課長	高 山 崇
	// 児童相談所移管担当課長	二ノ宮 隆 矢
事務局	子ども未来部 子ども育成課	